

## 研究活動上の不正行為に関する調査結果について

2026年6月25日  
東京女子医科大学

### 1. 概要

本学において公表された論文について、外部より、他論文との著しい類似が認められ、剽窃（盗用）の疑いがある旨の告発がなされた。これを受け、本学の「東京女子医科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（以下「規程」という。）に基づき調査を実施した結果、当該論文において不正行為（盗用）が認定されたため、その調査結果を公表する。

### 2. 調査の経緯

2025年11月12日、外部機関の関係者より、東京女子医科大学雑誌に掲載された論文について、既発表論文との間に著しい類似が認められ、剽窃（盗用）の疑いがあるとの告発があった。

本学においては、同日付で受付を行い、規程に基づき予備調査を開始した。  
予備調査の結果、

- ・指摘内容に相当の根拠が認められること
  - ・事実関係の詳細な確認が必要であること
- から、本調査の実施を決定した。

### 3. 調査体制

本調査は、規程に基づき設置された本調査委員会により実施した。本調査委員会は、学内外の有識者および法律専門家を含む委員により構成された。

研究不正に係る本調査委員会（学内委員2名、学外委員4名 計6名）

委員長：（理事長指名）	西村 勝治	本院病院長（委員任命時）
学内委員：（部門長）	塩沢 俊一	足立医療センター病院長
学外委員：（有識者）	前田 正治	福島県精神保健福祉センター 特任教授
学外委員：（有識者）	松本 哲哉	国際医療福祉大学 代表教授
学外委員：（有識者）	岡林 浩嗣	筑波大学 准教授
学外委員：（法律有識者）	佐藤 慶	虎門中央法律事務所 弁護士

### 4. 調査期間

2026年3月13日～2026年5月14日（本調査報告書確定日）

## 5. 調査対象および範囲

本調査の対象は、告発対象となった東京女子医科大学雑誌掲載の総説論文とした。  
調査範囲については、委員会での審議の結果、

- ・当該論文を中心とする
  - ・必要に応じて関連論文を参照
  - ・対象者の他論文への全面的拡大は行わない
- との方針とした。

対象者：大坪 天平（東京女子医科大学 足立医療センター心療・精神科 特任教授）

※論文掲載当時

対象論文：タイトル；(8)「COVID-19 パンデミックにおけるメンタルヘルスの変化」

掲載雑誌：東京女子医科大学雑誌第 95 巻第 5 号（2025）132－142 頁

受理日：2025 年 7 月 15 日

## 6. 調査方法

本調査委員会により、以下の方法により調査が実施された。

- ①対象論文と告発者論文の比較検討
- ②論文剽窃・盗用チェックツール（iThenticate）および委員会による類似性評価
- ③関係資料の精査
- ④対象者へのヒアリング

## 7. 調査結果（事実認定）

### （1）論文の類似性

iThenticate および委員会による類似性評価により、30 文字以上一致箇所が多数あり、段落単位での類似があることが判明し、対象論文と告発者論文との間において、

- ・構成（見出し構造）
- ・記述内容
- ・文章表現

の複数箇所において、高い類似性が認められた。

特に後半部分においては、告発者論文の記述に強く依拠していると認められた。

### （2）引用の状況

該当箇所の一部においては引用表示がなされているものの、大部分については適切な引用表示がなされていないことが確認された

### (3) 対象者の説明

ヒアリングにおいて、対象者は以下を認めた。

- ・ 告発者論文を参考にして執筆したこと
  - ・ 引用が十分でなかったこと
  - ・ 総説論文における引用ルールに関する認識が不十分であったこと
- 一方で
- ・ 他者の業績を自己の物として不正に取得する意図はなかった旨の説明がなされた。

### (4) 研究不正と経費との関連

不正行為を認定した論文の執筆過程において、公的研究費をはじめとする学外資金の支出は認められなかった。

## 8. 不正行為該当性の判断

規程において「盗用」とは

『他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること』

と定義されている。

本件は

- ・ 他論文に依拠した記述が相当程度存在すること
- ・ 適切な引用表示が十分でないこと

から、次のように判断した。

### 【不正行為認定結論】

規程に定める「盗用」に該当する不正行為があったと認定する。

## 9. 悪質性の評価

規程に基づき悪質性について検討した結果、以下の通り判断した。

### (1) 故意性

計画的に他者の成果を流用しようとした明確な証拠は認められない。

### (2) 過失の程度

引用ルールに関する理解不足および注意義務違反は明らかであり、研究者としての責務を十分に果たしていなかったと認められる。

### (3) 影響の程度

当該論文の学術的影響範囲は限定的と考えられるが、研究倫理上看過できない問題である。

### 【評価結論】

本件は盗用に該当する不正行為であるが、計画的または意図的に他者の研究成果を自己の成果として取得しようとした高い悪質性を示す証拠は確認されなかった。

## 10. 研究機関が行った措置

### (1) 論文取下げ

本件規程第 35 条 1 項に基づき、掲載誌に対して勧告し、調査対象論文を取下げた。

### (2) 処分等

調査対象者は任期満了に伴い 2026 年 3 月末日をもって退職したため、本学「就業規則」に基づく処分は行わない。

但し、本件が研究活動上の不正行為に該当すると認定されたことを踏まえ、研究活動上の信頼性の確保及び研究倫理の保持を図る為、法人全体の研究活動の総括責任者である理事長の決定により、

- ・ 本学が管理する研究環境への参加を制限する

【制限内容】：本学を実施機関とする研究への参画、研究施設・研究資源の利用

【制限期間】：2026 年 4 月 1 日から 3 年間

との措置をとるものとした。

## 11. 背景要因

本件の発生には、調査対象者による以下の要因が認められた。

- ・ 引用ルールに関する理解不足
- ・ 文献整理および記述の不十分さ
- ・ 執筆時の注意義務意識の不足

また、論文投稿時における類似性確認体制や編集段階での確認体制についても改善の余地があった。

## 12. 再発防止策

本学は、本件を踏まえ、以下の再発防止策を講じる。

- ・ 論文投稿時における類似性チェック体制の強化
- ・ 研究倫理教育および引用ルール教育の徹底
- ・ 査読および編集段階における確認体制の強化
- ・ 投稿規程の見直しおよび周知徹底